

コロナ禍における特別支援学校の 進路指導の現状と課題

矢野川 祥典

福山平成大学 福祉健康学部
(こども学科)

E-mail : yanogawa@heisei-u.ac.jp

【要旨】

2019年度、民間企業の障害者雇用は雇用障害者数、実雇用率で過去最高を更新した。一方、企業や法人等における法定雇用率達成割合は依然、50%を割り込んでいる。2020年度、さらなる数値更新を期待するが、コロナ禍の折、厳しい現状が予想される。

筆者が2018年度まで在籍し、通算7年間進路担当を務めた特別支援学校は、知的障害を主な対象とする学校であり、教育目標を「児童生徒の将来における社会的自立と社会参加」と定め、近年は障害者権利条約における“合理的配慮”や“差別禁止”に着目した進路指導を展開している。また、児童生徒の「生きる力」の育成、キャリア教育及びキャリア発達を鑑みて、進路指導の充実を図っている。しかし今年に入り、新型コロナウイルスの影響により学校の授業再開が大幅に遅れ、それに伴い現場実習の開始時期の遅れや実習受け入れ先の制約等が生じている。一般就労を目指す高等部3年生の進路指導は、卒業までの時間的な制約との兼ね合いもあることから、進路担当者は負担感が増していると思われる。企業関係者との連絡調整等を進める上で、今後さらに切迫した状況となることも考えられる。

本研究では、これらの視点を踏まえながら実際に進路指導に関して全般的な計画立案をし、実習等を実施している特別支援学校の進路担当者に対して調査を行った。併せて障害者雇用に関する資料等を参照し、コロナ禍における進路指導の現状と課題について考察した。

キーワード：知的障害特別支援学校、進路指導、コロナ禍

1. はじめに

2019年度、民間企業の障害者雇用は雇用障害者数、実雇用率で過去最高を更新、一方、法定雇用率達成割合は50%を割り込んだ¹。2020年度、さらなる数値更新を期待するが、コロナ禍の厳しい社会情勢は周知の事実である。

現在、日本社会において、観光業や宿泊業、飲食業等、様々な産業種が深刻な打撃を受け、経済不況の只中にあるが、さらに長期化する懸念が広がっている。社会経済の見通しが不透明な中、地方において、限界集落をも含むそれぞれの「地域社会」で暮らす障害者の雇用に影響が及ぶことは、もはや避けられないであろう。

その人らしい生き方、働き方がなされるためには、多様性に富んだ様々な産業で雇用が進み、地域社会の包括的な理解が必要である。その上で、障害者雇用者数、実雇用率、法定雇用率達成割合の数値の更新が見込まれる。

経済立て直しに3年程はかかるのではとの予測もある中、いわゆる「社会的弱者」の立場である障害者雇用が取り残されないように、働き方においても「多様性」と「包括」を意識した新しい価値観を育み、それぞれの「地域」に根差した新しい生活様式の創造が待たれる。

本研究では特別支援学校における障害者雇用の在り方について述べるが、その背景として、コロナ禍における社会全体の動向や社会経済の現状が、障害者雇用にどのように影響を及ぼしているのか、特別支援学校の進路指導の現状に着目し、課題を探る。

2. 問題と目的

筆者が2018年度まで在籍した特別支援学校（以下、A特別支援学校という）は知的障害を主な対象とする学校であり、小学部・中学部・高等部の児童生徒が在籍している。2019年度、学校創立50周年を迎え、地域社会において特別支援教育をリードする立場として、A特別支援学校の果たす役割と期待はさらに高まっている。教育目標を「児童生徒の将来における社会的自立と社会参加」と定め、近年は障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約という）²における“合理的配慮”や“差別禁止”に則り、国内法における障害者差別解消法や障害者雇用促進法等に着目し、進路指導の充実を図っている。しかしながら今年に入り、新型コロナウイルスの影響により学校の授業再開が大幅に遅れ、それに伴い前期(5月)の現場実習（以下、実習という）は実施時期の延期（6月）によりかろうじて実施された。後期（9月、10月・11月）

の実習についても先行きの不透明さは否めず、特に一般就労を目指す高等部3年生の進路指導に関しては、卒業までの時間的な制約との兼ね合いから、進路担当者の負担感が増していると思われる。企業関係者との連絡調整等を進める上で、今後さらに切迫した状況となることも考えられる。

筆者はA特別支援学校の進路担当を2018年度まで勤め（通算7年間）、現在の進路担当者との連携によりコロナ禍における調査を進めているのだが、進路指導はかつてないほど緊張感に包まれた状況にある。こうした状況下においても特別支援学校、そして進路担当者は、生徒自身の将来に対する希望や意見を尊重する視点、アクティブラーニングを包含したキャリア教育及びキャリア発達の推進が求められる。その目的は、生徒一人一人が生まれ育った地域社会で「生きる力」を得ることにある³。

これらの視点を踏まえ、実際に進路指導に関して全般的な計画立案をし、実習等を実施しているA特別支援学校の進路担当者に対して調査を行った。併せて障害者雇用に関する資料等を参照し、コロナ禍における進路指導の現状と課題を明らかにし、検討することを目的とする。

3. 調査方法

(1) 調査概要

調査は2020年7月及び8月に実施した。A特別支援学校の進路担当者に対して質問紙を電子メールにより送付し、回答を得た。回答を踏まえ、電話によるインタビュー調査を実施、詳細を確認した。

(2) 調査対象

A特別支援学校に在籍する高等部3年生を中心に2年生と1年生、中学部3年生を対象とし、対象生徒の進路指導に関する調査を、進路担当者に対して実施した。

(3) 倫理的配慮

本論文の計画及び発表における「倫理的配慮」について、A特別支援学校副校長の確認の上、実施した。

4. 結果と考察

質問紙及びインタビュー調査により得られた結果について、以下に示す。

(1) 当初予定の現場実習期間及び実際の実習実施期間

ここでは、前年度に計画した実習期間を示すとともに、コロナ禍で変更した実際の実習期間について併せて示す。

表1 予定の現場実習期間及び実際の実習期間（前期）

学年	予定の実習期間	実際の実習期間
高3年	5月18日～6月5日	6月8日～6月26日
高2年	5月19日～6月5日	6月9日～6月26日

高等部では例年、前期と後期の現場実習（表1及び表2参照）を実施している。高等部1年生については新入生の実態などを考慮し、前期実習はなく、後期から実習実施となる。前期の実習はコロナ禍により実習実施自体が危ぶまれたが、開始時期を3週遅らせることで実施に至っている。

(2) 実習先選定及び実習実施での困り事等

次に、実習実施及び実習先選定にあたり進路担当者はどのような「困り事」があったのか、その回答から示す。

ア コロナ感染拡大防止のため2月から休校となり、学校の授業再開が5月末となった。そのため、生徒の生活リズムや心身のコンディションを整えることが大変であった。

イ コロナの影響により、工場の作業量が通常のように見込めないとの理由で、実習受け入れを断られた。

ウ 感染拡大防止のため、人との接触が多い企業からは実習受け入れを断られた。

エ 高等部3年生の9月の実習先は確保しているが、コロナ禍により進路決定に至るまでの連携と連絡調整において、不安を感じる。

オ 休校期間や各行事の中止など、例年とは異なる学校教育を展開する折、生徒自身の心身の成長も進路指導を行う上で課題となっている。

進路担当者から、上記の回答を得た。アの回答では、学校再開後の生徒の生活リズムや心身のコンディションに関して、述べられている。この点は、コロナ禍において全国各地の学校の共通課題であろう。特に、特別支援学校の児童生徒の生活リズムや心身のコンディションを整える上で、保護者と学校側との連携はより密接で不可欠となる。実習に臨むにあたり時間的な制約もある中で、より慎重かつ丁寧な対応が求められたことであろう。

イとウの回答からは、6月の実習受け入れを断られた企業側の理由が示された。これらの企業はほぼ毎年、実習依頼の了承を得られ、卒業生が就労している企業も複数ある。3月から5月にかけて受注の落ち込み等があった中、企業側も業務遂行上、混乱を避けたかった事情や、感染拡大防止の観点から外部からの人の出入りを極力避

けたい状況であったことがうかがえる。

エの回答からは、コロナ禍の折、高等部3年生の進路が影響を受けることなく決定できるのか、進路担当者の不安が述べられている。例年、実習を経た後、企業やハローワーク、障害者職業センター、等といった関係機関と関係を図り、一般就労に繋がる。しかし、実習や就労に向けた企業等との交渉において調整が思うように進むのか不安が拭いきれず、例年とは違った危機感があると思われる。

オの回答からは、進路指導のみならず学校教育全般にわたる危惧が述べられている。アの回答でも触れたように、特別支援学校に在籍する生徒の心身の成長を促してこそ、進路指導に臨むことができる。中学部から高等部にわたる思春期に生徒は心身ともに成長する。その成長期に、成功体験を積み重ねることができるよう、心身ともに寄り添い支えているのが特別支援学校の教師である。実習前の期間は特に、進路学習等により「報告・連絡・相談」や自分自身の意思表示のスキル等、職業を遂行する上で大事なコミュニケーション能力の向上を図る。実習前の時期だからこそ、仕事への心構えや意欲をよりいっそう喚起し育てることがねらいとなる。このように、実習前の進路学習は生徒のキャリア教育、キャリア発達の視点からも重要な進路指導の一つであり、この時間の確保が脅かされたことは、進路担当者として不安が募る実習前指導となったことと思われる。

(3) 9月の現場実習と10月・11月の現場実習期間

次に、高等部3年生を対象とした9月の実習期間、及び、高等部2年生と1年生、中学部3年生を対象とした10月・11月の実習期間を示す。本論文を執筆している段階で、9月の実習は実施されている。10月後半から11月後半に至る実習については、予定通り実施されることを念頭に置き、進路担当や担任等により進路学習が進められている。

表2 9月及び10月・11月現場実習期間（後期）

学年	予定の実習期間
高等部3年	9月2日～9月25日（4週間）
高等部2年	10月26日～11月20日（4週間）
高等部1年	11月4日～11月20日（3週間）
中学部3年	11月5日～11月20日（3週間）

9月以降、10月26日から高等部2年生、1年生、そして中学部3年生の実習と続く。A特別支援学校の特色の

一つとして、中学部3年生からの実習が挙げられる。まずは、確実に成功体験を経験することを念頭に置いた、早めの実習実施となっている。これらの実習が例年通り実施できるか否か、今年度はコロナ禍における実習という例年とは全く異なる不安要素を、進路担当者は常に抱えながら調整を続けることとなる。

ここで、文部科学省（2018）による学校基本統計「特別支援教育について『卒業生の進路』」⁴から、知的障害者の卒業後の進路状況について示す。

表3 特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業後の状況（国・公・私立計）

卒業 者数	進学 者数	教育 訓練 機関	就職 者数	社会 福祉 施設	その 他
18,668人	76人 0.4%	241人 1.3%	6,338人 34.0%	11,267人 60.4%	746人 4.0%

表4 A特別支援学校における卒業生の就職状況

年度	卒業生数(人)	就職者数 及び割合
2000(平成12)年	8人	2人(25.0%)
2001(平成13)年	7人	5人(71.4%)
2002(平成14)年	7人	5人(71.4%)
2003(平成15)年	10人	7人(70.0%)
2004(平成16)年	9人	4人(44.4%)
2005(平成17)年	9人	5人(55.5%)
2006(平成18)年	8人	6人(75.0%)
2007(平成19)年	9人	6人(66.6%)
2008(平成20)年	9人	5人(55.5%)
2009(平成21)年	9人	7人(77.7%)
2010(平成22)年	8人	3人(37.5%)
2011(平成23)年	8人	5人(62.5%)
2012(平成24)年	8人	4人(50.0%)
2013(平成25)年	7人	3人(42.8%)
2014(平成26)年	8人	4人(50.0%)
2015(平成27)年	7人	4人(57.1%)
2016(平成28)年	6人	4人(66.6%)
2017(平成29)年	8人	2人(25.0%)
2018(平成30)年	8人	7人(87.5%)
計	153人	88人(57.5%)

2019年度の調査結果報告はまだ示されていないため、2018年度の調査結果となる。国・公・私立の合計として卒業生数が18,668人のうち、就職者数は6,338人、就職者割合が34.0%となる。

次に、A特別支援学校の就職者数と就職者数割合について、2018年度を含む過去20年間の状況を示す。年度により、学級を構成する生徒一人一人の実態として、発達段階の差異が大きかったり、自閉スペクトラム症など障害種にやや偏りがみられたりする学級構成になる年度もあるため、当然ながら全く同じ条件下の比較ではない。そのため数値の変動はあるが、約20年間の平均が57.1%と高い一般就労率を示している。これは、全国の知的障害を対象とした特別支援学校の平均を大きく上回る結果となる。

筆者が進路担当を務めたのは、2006年度から2010年度、2017年度から2018年度の計7年間である。この間の平均就職率が61.0%となり、A特別支援学校における全体平均就職率57.5%を3.5%上回る結果を示している。ただし、この間、職業教育として職業スキルの向上のみを追い求めた結果ではなく、進路学習として座学にも力を入れた結果の数値となる。A特別支援学校の伝統として、卒業後、社会人としての生活力を養うことが学校目標となるが、子どもに寄り添い、見守り、心を育むことを大切にしている。具体的には、視覚支援を多く取り入れたり、PATH（幸せの一番星）の手法を取り入れたりする等、子どもの夢や希望、やってみたいこと、なりたい職業等を自分で話し、発信することや要求すること、楽しむ力の育成を意識的に教職員がとらえ、学習活動を展開している。実習先の決定や就職先の決定では、本人の希望を聞くとともに保護者への聞き取り、個々の障害特性や性格を踏まえ、業務内容や職場環境とのマッチングを図り、就職先を決定している。

次に、就職状況を産業別の割合で示す。これにより、近年、一般就職先の産業種において、多様性がもたらされていることが分かる。

図1は、2000（平成12）年度から2004（平成16）年度までの産業種割合を示している。ここでは、製造業への就職者が非常に高い割合となっている。次に高い割合を示すのが、サービス業であり、以下、農業、飲食業と続く。

図2では、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの産業種割合を示している。図1と比較してみ

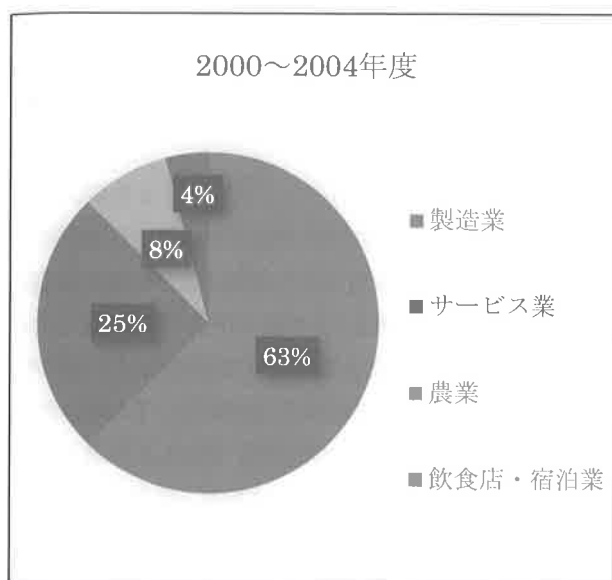


図1 就職先における産業種割合 (2000～2004年度)

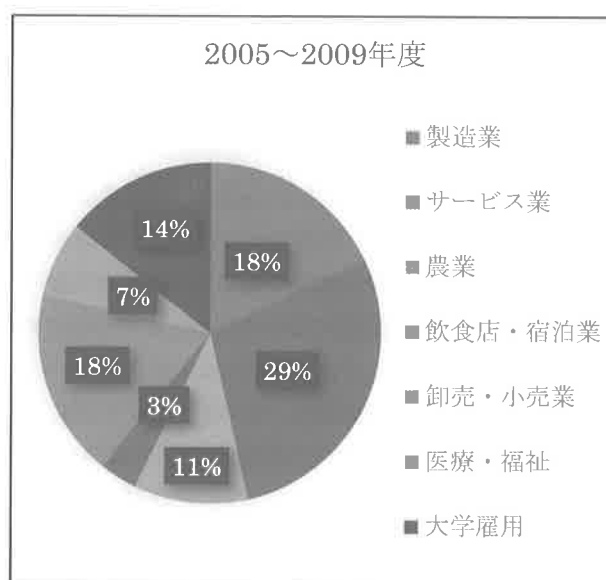


図2 就職先における産業種割合 (2005～2009年度)

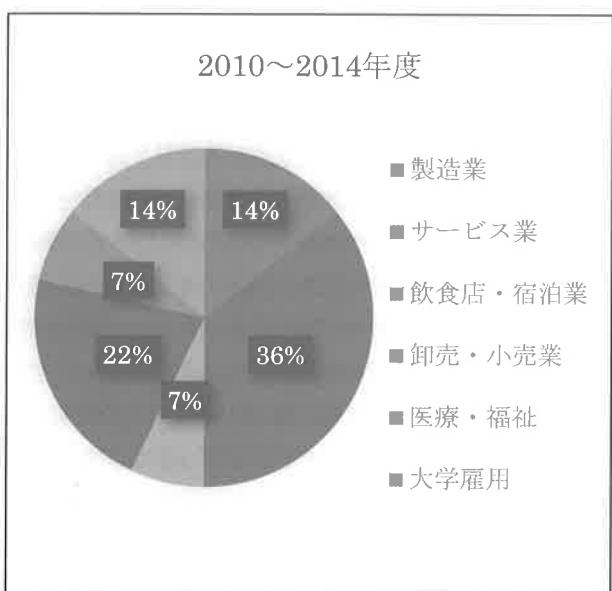


図3 就職先における産業種割合 (2010～2014年度)

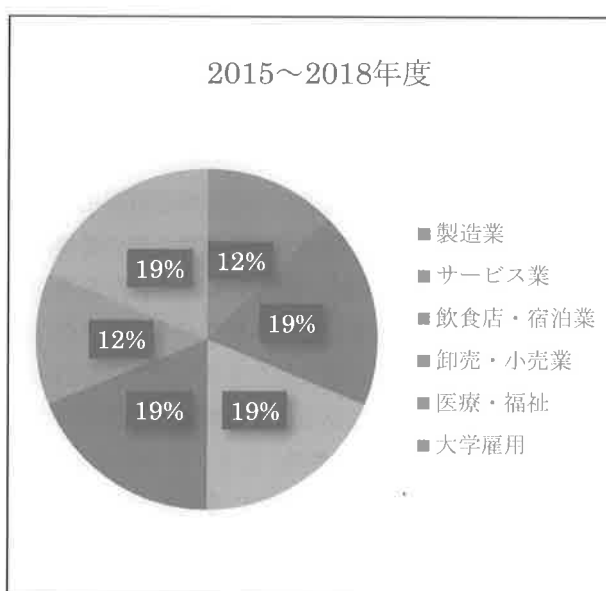


図4 就職先における産業種割合 (2015～2018年度)

ると、製造業の割合が3分の1以下に下がり、サービス業の割合が増えている。また、卸売・小売業や農業の他、医療・福祉、大学雇用と、就職した産業種の多様性が感じられる結果となっている。

図3では2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの産業種割合を示している。ここでは、卸売・小売業の割合が急速に増えていることが分かる。また、サービス業の伸びも著しい。

図4では、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの産業別割合を示している。ここでは、さらに産業種の多様性が顕著となっている。また、「医療・福

祉」といった産業種や大学法人での雇用など、障害者雇用率の達成義務やコンプライアンス（法令順守）、CSR（社会的責任）等を背景とし、雇用が進んでいるものと思われる。

これら要因により、障害者雇用の多様性を生み出す結果となっている。

次に、日本全体を対象とした厚生労働省（2018）「障害者雇用に関する調査資料」⁵から、知的障害者における産業別就職先について示す。

表5 「障害者雇用に関する調査資料」

産業種	製造業	卸売・小売業	医療・福祉	サービス業	飲食店・宿泊業
割合	25.9%	23.7%	21.9%	14.0%	5.2%

ここでは、雇用割合が高い上位5つの産業種に絞り、その結果を示した。製造業で25.9%と最も多く雇用され、次いで卸売・小売業23.7%、医療・福祉21.9%、サービス業14.0%、飲食店・宿泊業5.2%、等となっている。この結果を、図4で示すA特別支援学校の「就職先における産業種割合（2015～2018年度）」と比較してみる。各産業種の就職割合の多少の差異はあるが、就職した産業種の分布はほぼ一致していることが分かる。特に「医療・福祉」の割合が高くなっているが、これは、医療法人における病院や社会福祉法人における介護施設等での雇用率達成義務が発生することから、障害者雇用を進めていることが分かる。ちなみに、実際の業務においては、近年、室内清掃や洗濯業務等を担うことが多くなっている。

近年では、障害者雇用促進のために障害者雇用率の上昇や障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等の各種制度の整備が進んできている⁶。国によるこうした政策が後押しとなり、産業種においても多様性がもたらされ、障害者の「働き方」における支援方法や配慮の在り方について、議論が深まりつつある。障害者雇用の分野においても、(ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包括)がここ数年の間に進んできている実感がある。

しかし、コロナ禍により日本経済は打撃を受け、障害者雇用においても、今後、影響が出るのは必至である。ましてや特別支援学校では、現場実習によって企業との接触を図り、生徒の働きぶりや勤務態度の評価を受け、就職に向けた調整を行っている。それが今、外部からの接触をできるだけ避けたい企業側の思惑もあり、実習自体が困難な状況に陥っているのである。特に近年、障害者雇用において象徴的に増えてきた「医療・福祉」の分野では、介護施設や病院の清掃業務が多い。高齢者や障害者、認知症患者等が利用する施設内において、清掃業務等の実習受入が困難な状況が続いている。

また、ホテルや旅館といった宿泊業は、旅行者そのものの大幅減に伴う影響は甚大である。さらに、いわゆる「夜の街関連」の飲食店等の営業が制限されたことに関連し、シーツや浴衣、おしぼり等を扱うリネン関係の業

務は大幅な利益減少により、非正規職員を中心とした雇用そのものが脅かされており、実習を依頼し雇用を獲得するには極めて困難な状況と言えよう。

5. 課題と展望

生徒にもたらす影響について述べる。すでに起こりつつある事象として、実習先の産業種や業務における選択肢の狭まりが危惧される。先に触れたように、企業にとってコロナの感染拡大防止策は死活問題に繋がりがねず、実習生など外部の人間の出入りを抑えているのは、現段階で致し方ない対応といえよう。ただし、こうしたコロナ禍の対応が長期化すれば、高等部3年生の卒業後の進路に直結する問題となり、2年生や1年生の下級生も、来年度以降の職業の選択肢が限定的になる等の影響を受けかねない。

生徒が生まれ育った地域で一般就労を果たすことは、障害者の地域社会への参加、地域で共に生きるというノーマライゼーションの実現において非常に大きな意味を持つ⁷。さらに言えば、地域社会のダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包括)のため、理解と啓発推進の意味を含む。生徒が学校卒業後、地域で生きるために、職業自立は欠かせない。その前段階として在学時、生徒が地域社会で実習に励み、自信や意欲を育み、将来に対する夢や希望を自身が語り、実現に向けた努力が実るように、周囲は支援や配慮を重ねる必要がある。主体的で対話的な進路学習を積み重ね、一人一人の実態に応じた深い学びを得ること、アクティブラーニングを意識したキャリア教育及びキャリア発達の継続的な推進が、特別支援学校は求められる。

生徒が地域で生き生きと生活する手段として、職業選択や働き方等において多様性を伴う職業自立を目指し、その前提の実習がコロナ禍で揺らぐことがないように地域社会全体で障害者の職業自立の意義を理解し、支え、「当たり前の生活」、すなわちノーマライゼーションを保障したい。そのためにも、特別支援学校の進路指導の現状と課題について、継続的な調査が必要であると考えられる。

6. おわりに

本研究では、A特別支援学校の進路担当者に対して調査を行った。今後もコロナ禍の影響が続くことを鑑みて、調査を継続するとともに、調査件数を増やすことを検討したい。また、生徒自身からの困り事や意見を聞くことにより、当事者の声を伝えていきたい。さらに、卒業生

の就労現場での実態や意見も通して、コロナ禍における就労生活の変化について調査を行い、特別支援学校の進路指導の一助となるように分析、検討を進めることを考えている。

知的障害を主な対象とする特別支援学校においては、障害特性として、そもそもスケジュールの変更が苦手な児童生徒が多い。自閉スペクトラム障児などがそれにあたる。また、発達段階において「重度」に該当する知的障害児の進路指導⁸は、さらに混乱が予想される。コロナ禍において、心身の状態がより不安定となりパニック状態に陥ることや、自分の手首や頭を壁にぶつけるといった自傷行為、他者に対してつねったり、噛みついたりといった他害行為の増加も懸念される。本論文では、企業や法人等への「就職」である一般就労に着目したが、重度知的障害の児童生徒は、回避している状況そのものが理解できず、通常スケジュールがなぜ行われないのか、それに対する不安や不満、要望や抵抗等を必死に訴え、その結果、自傷行為、他害行為、パニック状態に繋がる事態も予想される。このような状況下、卒業後の生活を踏まえて進路指導を進めなければならないが、現場実習や進路学習等を含めた準備段階の不足は、当事者と指導者双方にとって、不安感が増していると思われる。

また、状況がおおよそで理解できる軽度知的障害の児童生徒であっても、自閉スペクトラム障児を中心に、内面ではスケジュールが成立しない「気持ちの悪さ」、「居心地の悪さ」、それに伴うストレスの積み重なりがあるものと思われる。児童生徒を取りまく状況を鑑み、苦痛や不安、怯えや苛立ち等を緩和する支援や配慮が学校には求められる。自分の感情をうまくコントロールできない子どもや周囲の人に自分の状態をうまく説明できない子どもに対して、心身共にケアがより重要になることを念頭に、進路指導をどのように展開していけばよいのか。

特別支援学校の進路担当者は、企業や法人等の担当者のみならず、ハローワークや障害者職業線センター、就業・生活支援センター等の関係機関といっそうの連携を図りながら、情報収集に努める必要がある。社会的な動向を注視しつつ、児童生徒の職業自立に向けた進路指導の在り方について、模索が続くことと思われる。

コロナ禍の不安定な社会情勢においても、特別支援学校は児童生徒のキャリア教育、キャリア発達に関して展開していかなければならない。中でも、職業自立を推進する進路指導に関して継続的に調査を行い、課題や支援方法、合理的配慮等について検討することが重要であろう。

引用・参考文献

- 1) 厚生労働省 (2019)「平成30年 国の機関等における障害者雇用状況の集計結果《抜粋》(資料特集 障害者雇用水増し問題のその後 障害者初の統一国家公務員試験)」賃金と社会保障,p.62-66.
- 2) 外務省 (2019)「人権外交 障害者の権利に関する条約 (略称：障害者権利条約)」
- 3) 文部科学省(2018)「特別支援学校学習指導要領等(ポイント、本文、解説等)」
- 4) 文部科学省 (2018)「学校基本統計特別支援教育について『卒業後の進路』」
- 5) 厚生労働省 (2018)「障害者雇用に関する調査資料」
- 6) 厚生労働省 (2020)「障害者雇用の促進について関係資料」
- 7) 日本職業リハビリテーション学会 (2012)「職業リハビリテーションの基礎と実践」
- 8) 文部科学省 (2020)「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」

Current status and issues of career guidance
for special support school in COVID-19 related confusion

Yoshinori YANOAWA

Department of Childhood Education,
Faculty of Welfare and Health Science,
Fukuyama Heisei University

E-mail : yanogawa@heisei-u.ac.jp

Abstract

Special Support School, which the author was enrolled in until 2018 and was in charge of careers for a total of 7 years, is a school that mainly targets intellectual disabilities. This year, due to the influence of the COVID-19, the start time of on-site training has been delayed and the recipients of the training have been restricted. It seems that the person in charge of careers is becoming more burdened with the career guidance of third-year high school students aiming for general employment. Further urgent situations are possible, such as coordination of liaison with business associates.

The purpose of this study, based on these perspectives, I conducted a survey of the career managers of Special Support School, who are implementing general planning and practical training regarding career guidance. At the same time, I considered the current situation and issues of career guidance in the COVID-19 related confusion by referring to materials related to employment of persons with disabilities.

KEYWORDS : Intellectual Disability Special Support School, Career guidance,
COVID-19 related confusion